

第3号議案

件名	平成30（2018）年度栃木県立中学校の教科用図書採択に係る調査研究について
提案理由等	宇都宮東高等学校附属中学校、佐野高等学校附属中学校、矢板東高等学校附属中学校の平成31（2019）年度から使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書採択に係る調査研究について、別紙案のとおり定めようとするものである。

## 平成30（2018）年度栃木県立中学校の教科用図書採択に係る調査研究について

### 1 平成30（2018）年度に採択する栃木県立中学校の教科用図書

宇都宮東高等学校附属中学校、佐野高等学校附属中学校、矢板東高等学校附属中学校の平成31（2019）年度から使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書を採択する。

#### 【法令関係等】

##### (1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抄）

（法律第182号：昭和38年12月21日）

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く。)において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

二 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

三 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

##### (2) 教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）（抄）

（文科省第1807号：平成30年3月30日）

#### 2. 教科書採択方法の改善について

##### (1) 採択権者の判断と責任について

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

##### (2) 教科書の調査研究の充実について

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選

定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

(5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

## 2 県立中学校（中高一貫教育校）で使用する教科用図書の採択方法

平成30（2018）年度栃木県教科用図書選定審議会第1回会議（平成30年4月20日）における「平成31（2019）年度使用教科用図書の採択の基本方針等について」の決定に基づき、以下の方法により、県教育委員会が採択する。

ア 県教育委員会は、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきいて、学校ごと種目ごとに1種の教科用図書を採択する。

イ 採択に当たっては、県立中学校ごとに教科用図書選定組織を設置し、当該校における中高一貫教育を行う上で適切な内容構成となっているか等の観点から十分な調査研究を行った上で、学校の特色や教育方針等に照らし、種目ごとに特徴を整理する。

(別紙)

## 平成30（2018）年度栃木県立中学校の教科用図書採択に係る調査研究について（案）

### 1 基本方針

- 本県の中高一貫教育のねらいに基づき、育成する生徒像及び育成を目指す資質・能力・態度等を念頭に置くとともに、県教科用図書選定審議会で作成する調査研究資料を参考に、中高一貫教育の特色に応じた観点を設定し、調査研究を行う。

### 2 調査研究観点の設定の仕方

- 調査研究観点については、3校それぞれが掲げている「育成する生徒像」の実現のために「特色ある教育活動」を継続して展開し、様々な資質・能力・態度等を育成していることを踏まえ、設定する。

### 3 平成31（2019）年度使用栃木県立中学校教科用図書調査研究観点

#### 【 特別の教科 道徳 】

##### 【資質・能力・態度等の育成】

自校における「育成する生徒像」の実現に向けて、人間としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力・態度等を育成するための配慮がなされているか。

##### 【考えを深める学習過程】

自校の特色を踏まえ、生徒が人間としての生き方について、考えを深められるように、様々な指導方法の工夫を図るための配慮がなされているか。